資料１－１

令和６年第５回日向市議会（定例会）提出議案

記　者　発　表　説　明　資　料

令和６年８月２３日

【提案予定の議案】

・人事案件　　５件　　・条　　例　　６件　　・事件決議　　３件

・補正予算　　２件

合　　計　　１６件

《人事案件　　５件》

１　教育委員会委員の任命について

２　固定資産評価審査委員会委員の選任について

３～５　人権擁護委員候補者の推薦について

《条　　例　　６件》

１　日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【内　容】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【施行日】

令和６年 12 月２日。経過措置あり。

２　日向市民健康管理センター条例の一部を改正する条例

【内　容】

他の公の施設関連条例と地方自治法の引用条文を統一することを目的に、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

３　日向市文化交流センター条例等の整備に関する条例

【内　容】

公の施設の指定管理者職員の働き方改革及び施設の効率的な活用を目的に、日向市文化交流センター等の開館時間を変更することについて、所要の改正を行うもの。

【施行日】

令和７年４月１日

４　日向市の環境と自然を守る条例の一部を改正する条例

【内　容】

保存樹等の指定及び解除を簡便かつ迅速に行えることを目的に、手続の一部を不要とする改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

５　日向市総合支所設置条例の一部を改正する条例

【内　容】

東郷総合支所の移転に伴い、東郷総合支所の位置について改正するもの。

【施行日】

規則で定める日

６　日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【内　容】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

《事件決議　　３件》

１　広瀬鵜戸木辺地に係る総合整備計画の変更について

【内　　容】

当該辺地において、林道工事費の一部変更を行うため、法律の定めるところにより、広瀬鵜戸木辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更するもの。

【計画期間】令和２年度から令和６年度まで

【根　　拠】辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律　第３条第８項により準用する同条第１項

２　市道の路線の廃止について

【内　　容】

市道尻無川池線外１路線の起点または終点の変更に伴い、路線の目的の変更による

市道の路線の廃止について、「道路法」の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【根　　拠】　道路法第１０条第１項及び第３項

３　市道の路線の認定について

【内　　容】

道路改良事業等により、起点または終点が変更となった市道尻無川池線外１路線について、市道の廃止後に再度市道の認定を行うにあたり、「道路法」の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【根　　拠】　道路法第８条第１項及び第２項

《令和６年度補正予算　２件》

１　令和６年度日向市一般会計補正予算（第３号）

２　令和６年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）

資料　１－２

令和６年度　補正予算（９月補正）

概　要　説　明　書

日　向　市

令和６年度補正予算（９月補正）の概要

Ⅰ　今回の補正額

一　般　会　計	195,802 千円
（特別会計）	
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	59,239
小　計	59,239
合　計	255,041

Ⅱ　９月補正後の予算額（参考）

一　般　会　計	32,943,598 千円
公営住宅事業特別会計	414,900
財光寺南土地区画整理事業特別会計	28,400
城山墓園事業特別会計	6,300
簡易給水施設特別会計	2,800
国民健康保険事業特別会計	6,921,665
国民健康保険東郷診療所特別会計	288,000
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	5,416,331
日向入郷地域介護認定審査事業特別会計	43,677
後期高齢者医療事業特別会計	946,489
合　計	47,012,160

水　道　事　業　会　計	1,828,273 千円
簡易水道事業事業会計	165,624
下　水　道　事　業　会　計	2,691,149
農業集落排水事業会計	290,563

Ⅲ－１　一般会計補正予算　歳入歳出補正予算総括

（歳入）　　（単位:千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
13 分担金及び負担金	484,984	1,248	486,232
15 国庫支出金	6,249,876	147,581	6,397,457
16 県支出金	2,508,682	567	2,509,249
19 繰入金	2,545,730	37,604	2,583,334
21 諸収入	833,302	8,802	842,104
歳入合計	32,747,796	195,802	32,943,598

（歳出）　　（単位:千円）

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
02 総務費	4,402,445	11,079	4,413,524	2,302			8,777
03 民生費	13,040,371	133,439	13,173,810	132,917			522
04 衛生費	2,290,977	757	2,291,734				757
05 労働費	3,262	8,793	12,055			8,500	293
06 農林水産業費	1,118,081	8,181	1,126,262	167		8,181	△ 167
07 商工費	910,161	24,157	934,318	10,000			14,157
08 土木費	3,530,928	1,364	3,532,292	400			964
09 消防費	1,263,977	302	1,264,279			302	
10 教育費	2,640,324	7,730	2,648,054	2,362			5,368
歳出合計	32,747,796	195,802	32,943,598	148,148		16,983	30,671

Ⅲ－２　介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算　歳入歳出補正予算総括

（歳入）　　（単位:千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
10 繰越金	1	59,239	59,240
歳入合計	5,357,092	59,239	5,416,331

（歳出）　　（単位:千円）

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
07 諸支出金	45,374	59,239	104,613				59,239
歳出合計	5,357,092	59,239	5,416,331				59,239

Ⅳ　主な事業概要

■　一般会計

（単位：千円）

予算科目	事　業　名	担 当 課	補 正 額	事　業　概　要
総務費	交流施設整備調査研究事業	総合政策課	2,000	新たな交流拠点として整備を検討している施設（図書館等）に関して、市民ニーズの把握などの調査を行う。 ○図書館等複合施設整備に係るニーズ調査業務委託 ○先進地視察
民生費	[重点経済対策]物価高騰対応重点支援給付金支給事業（調整給付）	福祉課	132,500	国が行う定額減税において減税しきれない方を対象に、差額を支給する（国が示した給付見込額に基づく所要額の増額補正）。 ○現計予算額　　355,500千円 ○国の給付見込額　488,000千円 　　差額　　132,500千円（今回補正額）
農林水産業費	再造林率向上強化対策事業	林業水産課	6,933	森林所有者の負担軽減と造林作業員の収入の引き上げを図るため、県と連携して、下刈りに係る補助金の嵩上げを行う。 ○再造林率向上強化対策事業補助金（下刈支援事業補助金） 　標準単価259,930 円／ha×R6予定面積127ha×市負担率21%
商工費	デジタルノマドワーケーション実証事業	商工港湾課	11,500	本市のワーケーションの更なるブランディングを図るため、観光庁の「デジタルノマド受入に向けた環境及び体制整備に関わる実証事業」を活用し、各種事業を実施する。 ○モニターツアーの実施 ○シンポジウム・交流会・人材育成セミナーの開催
	観光振興事業	観光交流課	8,500	クルーズ客船の寄港見込みに伴い細島港船舶寄港受入補助金を増額するとともに、日本財団の「海と灯台プロジェクト」を活用し、細島灯台が地域に親しまれる観光資源や文化財として継承されるための利活用事業に取り組む。 ○細島港船舶寄港受入補助金　　補正額6,000千円 ○新たな灯台利活用モデル事業補助金　補正額2,500千円
教育費	学校ＩＣＴ環境整備事業（小・中学校）	学校教育課	6,790	令和７年度からの小・中学校のタブレット更新に向けて、端末の利活用に必要な環境を整備するため、学校のネットワークや通信状況等の調査及び評価を行う。 ○小・中学校（小中一貫校を含む）　14校

■　特別会計

（単位：千円）

会　計　名	担 当 課	補 正 額	事　業　概　要
介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	高齢者あんしん課	59,239	令和５年度の実績に伴い、介護給付費交付金や地域支援事業支援交付金の受入超過額の返還を行う。